

# 入札公告

(分任支出負担行為担当官代理)  
海上自衛隊大湊地区総監部経理部契約課長  
草部 雅行

下記のとおり、一般競争入札に付します。

## 1 競争入札に付する事項

調達要求番号	件名	履行期限	履行場所
08-1-1374-2060-4217	照明器具整備/灯具換装(大近川宿舎)	令和9年2月26日(金)	仕様書のとおり

## 2 競争参加資格

- 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 令和7・8・9年度の防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のB、C又はD等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官(以下「省指名停止権者」という。)又は海上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、該当者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- 建設業法(昭和24年法律第10号)第3条に規定する「電気工事業」に係る建設業の許可を有し、同法第27条の23に基づく有効な経営事項審査を受けていること。

## 3 入札手続等

- 仕様書又は内訳書の交付期限  
日時:令和8年6月16日(火)16時45分  
なお、遠方であるため直接仕様書又は内訳書の受領ができない場合は、「入札参加申込書」に資格審査結果通知書及び前項第6号に示す種類の建設業の許可証明書若しくは許可行政庁からの通知の写しを添えてFAXで送信すること。確認後、仕様書又は内訳書を契約課審査係がFAXで送付する。
- 入札の日時及び場所  
日時:令和8年6月17日(水) 13時15分  
場所:大湊地区総監部経理部契約課入札室  
(ただし、郵送による入札書の受領期限は 令和8年6月16日(火)16時45分 必着  
入札書の送付先:〒035-8511 青森県むつ市大湊町4-1 海上自衛隊大湊地区総監部経理部契約課)
- 入札方法:総 価
- 入札の無効  
ア 本公告に示した競争参加資格のない者及び入札の条件に違反した者。  
イ 電送による入札。  
ウ 仕様書又は内訳書を交付期限までに受領していない者。

## 4 保証金に関する事項

- 入札保証金及び契約保証金:免除
- 落札者が契約を結ばないときは、落札金額(入札書に記載した金額の100分の110(軽減税率対象品目については100分の108)に相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

## 5 契約書の作成の要否

遅滞なく契約書の作成を要する。ただし、契約金額が250万円を超えず、特約条項の付与もない場合は請書の作成をもって代えることができる。

## 6 適用する契約条項

役務請負契約一般条項

## 7 入札及び契約心得並びに契約条項を示す場所

大湊地区総監部経理部契約課入札室

## 8 その他

- 同等品承認申請書の提出期限  
日時:令和8年6月10日(水)16時45分必着(FAX不可)
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので各入札者は、消費税課税免税業者を問わず、見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、入札書に記載される書面上の金額が消費税法に規定する消費税の課税基準と一致しないものは除く。
  - 予算決算及び会計令第85条の規定に基づく基準により、契約担当官等が予め定めた調査基準価格を下回った価格で入札を行った入札参加者は、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札を行った入札参加者であっても落札者としことがあります。調査基準価格を下回った入札が行われた場合、入札執行者は、入札参加者に対して「落札者の決定の保留」を宣言し、会計法第29条の6第1項ただし書きの規定により、落札者を後日決定するものとします。なお、調査基準価格を下回った入札を行った入札参加者は、その後の聞き取り調査にご協力下さい。
  - 入札書を郵送するときは、入札書を封筒に封入し、さらに封筒に封入し、封筒表面に件名を朱書の上、必ず書留、簡易書留又は配達記録郵便で送付すること。
  - この入札に関する公告は、海上自衛隊ホームページ上で閲覧することができる。  
(ホームページアドレス <https://www.mod.go.jp/msdf/bukei/index.html>)
  - 中小企業者(中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定する者をいう。)である場合には、一定の条件を満たす契約について、流動資産担保融資保証制度を利用することができる。その場合、「債権譲渡制限特約的部分的解除に関する特約条項」を適用する。
  - 問い合わせ先 (担当:庵原)  
〒035-8511 青森県むつ市大湊町4-1 海上自衛隊大湊地区総監部経理部契約課  
電話:0175-24-1111(内線2252) FAX:0175-29-1659